

統合後の旧簡易水道の建設改良に対する地方財政措置について

令和4年9月7日
総務省自治財政局

- 旧簡易水道事業について、現在の厳しい経営状況等を踏まえ、一定の要件に該当する団体に対して、地方財政措置を拡充。(R3~)
 - (1) 対象事業：簡易水道事業を統合した上水道事業における旧簡易水道施設※（浄水場、管路等）の建設改良事業
※ 簡易水道施設であった水道施設(簡易水道事業の統合推進が開始された平成19年度以降の簡易水道事業統合により、簡易水道施設でなくなったもの)。なお、簡易水道事業は給水人口101~5,000人、上水道事業は給水人口5,001人以上の事業。
 - (2) 対象要件：前年度末時点で経営戦略を策定しており、次の要件のいずれかを満たす団体
 - ・統合後の上水道事業に占める旧簡易水道区域の給水人口比率の割合が10%以上
 - ・有収水量 1 m³当たり資本費又は給水原価が全国平均（大規模団体を除く上水道事業の全国平均）以上
 - (3) 財政措置：建設改良に係る水道事業債の元利償還金（50%）について、一般会計からの繰出を行うこととし、当該繰出金について特別交付税措置（50%）

過疎・辺地の場合

- 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令」において、過疎対策事業債の対象に旧簡易水道施設を追加。
※ 同様に、辺地対策事業債の対象に旧簡易水道施設を追加。

(措置のスキーム)

